

一般社団法人フードバンク八王子 定款

第1章 総 則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人フードバンク八王子と称する。

(事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を東京都八王子市に置く。

2 当法人は、理事会の決議によって、従たる事務所を設置することができる。

(目的)

第3条 当法人は、我が国の食品ロスの削減及び食品廃棄物の発生抑制並びに生活困窮者の福祉の増進に資するため、以下の事業を行う。

- (1) フードバンク運営事業
- (2) フードバンクの普及啓発のための講演及び執筆
- (3) フードバンクに関する調査及び研究
- (4) 飲食店の経営
- (5) 給食事業および配食サービス事業
- (6) 障害者総合支援法に基づく相談支援事業
- (7) 障害者総合支援法に基づく移動支援事業
- (8) 障害者総合支援法に基づくその他地域生活支援事業
- (9) 障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス事業
- (10) 高齢者の身体機能の低下を予防するための自立支援事業
- (11) 障害者・高齢者等への介助活動
- (12) 健康保険法に基づく訪問看護
- (13) 介護保険法に基づく指定居宅介護支援事業
- (14) 介護保険法に基づく次の居宅サービス事業
 - ①訪問介護
 - ②訪問入浴介護
 - ③訪問看護
 - ④通所介護
 - ⑤短期入所生活介護
 - ⑥特定施設入居者生活介護
 - ⑦福祉用具貸与
 - ⑧特定福祉用具販売
 - ⑨居宅療養管理指導
- (15) 介護保険法に基づく地域密着型サービス事業
 - ①夜間対応型訪問介護
 - ②認知症対応型通所介護
 - ③小規模多機能型居宅介護
 - ④認知症対応型共同生活介護
 - ⑤地域密着型特定施設入居者生活介護
 - ⑥複合型サービス
 - ⑦定期巡回・随時対応型訪問介護看護
- (16) 介護保険法に基づく介護予防サービス事業

- ①介護予防訪問介護
- ②介護予防訪問入浴介護
- ③介護予防訪問看護
- ④介護予防通所介護
- ⑤介護予防短期入所生活介護
- ⑥介護予防特定施設入居者生活介護
- ⑦介護予防福祉用具貸与
- ⑧特定介護予防福祉用具販売
- ⑨介護予防居宅療養管理指導
- (17) 介護保険法に基づく介護予防支援事業
- (18) 介護保険法に基づく地域密着型介護予防サービス事業
 - ①介護予防認知症対応型通所介護
 - ②介護予防小規模多機能型居宅介護
 - ③介護予防認知症対応型共同生活介護
- (19) 介護保険法に基づく地域支援事業
- (20) 居宅介護住宅改修事業
- (21) 介護保険法適用外での居宅介護サービス事業
- (22) 有料老人ホーム事業，ケアハウス事業，高齢者用住宅事業
- (23) 上記の事業を行う施設の運営および開発・管理業務
- (24) 有料職業紹介業
- (25) 物品購入，家事代行業
- (26) 児童福祉法に基づく放課後児童健全育成事業
- (27) 児童福祉法に基づく放課後等デイサービス事業
- (28) 保育所および託児所の経営ならびに経営指導
- (29) 乳幼児および児童の保育の請負
- (30) ベビーシッター派遣に係わる事業
- (31) 薬局の経営
- (32) 園芸花卉，種苗の研究開発，栽培，販売事業
- (33) 一般建築工事業
- (34) 古物の売買業
- (35) 広告代理業
- (36) 通信販売業務
- (37) 旅館業
- (38) 旅行業
- (39) 損害保険の代理業
- (40) 介助犬・セラピー犬等に係わる事業および普及活動
- (41) ペット犬の飼育・販売に係わる事業
- (42) ペット用品の企画・製作・販売に係わる事業
- (43) フランチャイズ事業
- (44) フランチャイズシステムによる加盟店募集および加盟店の経営指導
- (45) 以上，前各号に附帯関連する一切の業務

(公告の方法)

第4条 当法人の公告は，当法人の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第2章 社員

(入社)

第5条 当法人の目的に賛同し、入社した者を社員とする。

2 社員となるには、当法人所定の様式による申込みをし、理事会の承認を得るものとする。

(経費等の負担)

第6条 社員は、当法人の目的を達成するため、それに必要な経費を支払う義務を負う。

2 社員は、社員総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(退社)

第7条 社員は、いつでも退社することができる。ただし、1か月以上前に当法人に対して予告をするものとする。

(除名)

第8条 当法人の社員が、当法人の名誉を毀損し、若しくは当法人の目的に反する行為をし、又は社員としての義務に違反するなど除名すべき正当な事由があるときは、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）第49条第2項に定める社員総会の決議によりその社員を除名することができる。

(社員の資格喪失)

第9条 社員は、次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退社したとき。
- (2) 成年被後見人又は被保佐人になったとき。
- (3) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は解散したとき。
- (4) 2年以上会費を滞納したとき。
- (5) 除名されたとき。
- (6) 総社員の同意があったとき。

(社員名簿)

第10条 当法人は、社員の氏名又は名称及び住所を記載した社員名簿を作成する。

第3章 社員総会

(構成)

第11条 社員総会は、すべての社員をもって構成する。

(権限)

第12条 社員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 社員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任

- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）並びにこれらの附属明細書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定める事項

（開催）

第13条 当法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会とし、定時社員総会は、毎事業年度の終了後3か月以内に開催し、臨時社員総会は、必要に応じて開催する。

（招集）

第14条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき代表理事が招集する。

- 2 総社員の議決権の10分の1以上の議決権を有する社員は、代表理事に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。

（議長）

第15条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。

（議決権）

第16条 社員総会における議決権は、社員1名につき1個とする。

（決議）

第17条 社員総会の決議は、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

- 2 一般法人法第49条第2項の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

（議事録）

第18条 社員総会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議長及び出席した理事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

第4章 役員

（役員）

第19条 当法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3名以上20名以内
- (2) 監事 1名以上3名以内
- 2 理事のうち、1名を代表理事とする。

（役員を選任）

第20条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

2 代表理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

3 理事のうち、理事のいずれかの1名とその配偶者又は3親等内の親族、その他特別の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。

4 監事は、当法人又はその子法人の理事又は使用人を兼ねることができない。

(理事の職務及び権限)

第21条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款の定めるところにより、職務を執行する。

2 代表理事は、法令及びこの定款の定めるところにより、当法人を代表し、その業務を執行する。

(監事の職務及び権限)

第22条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令の定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第23条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事若しくは監事が欠けた場合又は第19条第1項で定める理事若しくは監事の員数が欠けた場合には、任期の満了又は辞任により退任した理事又は監事は、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第24条 理事及び監事は、社員総会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(役員報酬等)

第25条 理事及び監事の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受ける財産上の利益は、社員総会の決議によって定める。

(取引の制限)

第26条 理事は、次に掲げる取引をしようとする場合には、理事会において、その取引について重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。

(1) 自己又は第三者のためにする当法人の事業の部類に属する取引

(2) 自己又は第三者のためにする当法人との取引

(3) 当法人がその理事の債務を保証することその他その理事以外の者との間におけ

- る当法人とその理事との利益が相反する取引
- 2 前項の取引をした理事は、その取引後、遅滞なく、その取引についての重要な事実を理事会に報告しなければならない。

(責任の一部免除又は限定)

第27条 当法人は、一般法人法第114条第1項の規定により、理事又は監事が任務を怠ったことによる損害賠償責任を、法令に規定する額を限度として、理事会の決議により、免除することができる。

第5章 理事会

(構成)

第28条 当法人に理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第29条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 代表理事の選定及び解職

(招集)

第30条 理事会は、代表理事が招集する。

- 2 代表理事が欠けたとき又は代表理事に事故があるときは、あらかじめ理事会が定めた順序により他の理事が招集する。
- 3 理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで理事会を開催することができる。

(議長)

第31条 理事会の議長は、代表理事がこれに当たる。

(決議)

第32条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、一般法人法第96条の要件を満たすときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第33条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会に報告することを要しない。ただし、一般法人法第91条第2項の規定による報告については、この限りでない。

(議事録)

第34条 理事会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成する。

- 2 出席した理事及び監事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

(理事会規則)

第35条 理事会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会の規則で定める。

第6章 基金

(基金の拠出等)

第36条 当法人は、基金を引き受ける者の募集をすることができる。

2 拠出された基金は、当法人が解散するまで返還しない。

3 基金の返還の手続については、基金の返還を行う場所及び方法その他の必要な事項を清算人において別に定めるものとする。

第7章 計算

(事業年度)

第37条 当法人の事業年度は、毎年6月1日から翌年5月31日までの年1期とする。

(事業計画及び収支予算)

第38条 当法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに代表理事が作成し、理事会の決議を経て社員総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第39条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時社員総会に提出し、第1号及び第2号の書類については、その内容を報告し、第3号から第5号までの書類については、承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書(正味財産増減計算書)

(5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書

2 前項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款及び社員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(剰余金の不分配)

第40条 当法人は、剰余金の分配を行わない。

第8章 定款の変更，解散及び清算

(定款の変更)

第41条 この定款は，社員総会における，総社員の半数以上であつて，総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議によって変更することができる。

(解散)

第42条 当法人は，社員総会における，総社員の半数以上であつて，総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議その他法令に定める事由によって解散する。

(残余財産の帰属)

第43条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は，社員総会の決議を経て，当法人と類似の事業を目的とする他の公益法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 附 則

(最初の事業年度)

第44条 当法人の最初の事業年度は，当法人成立の日から平成29年5月31日までとする。

(設立時の役員)

第45条 当法人の設立時理事，設立時代表理事及び設立時監事は，次のとおりとする。

設立時理事	國本康浩	小柳次郎	川久保美紀子
設立時代表理事	國本康浩		
設立時監事	上田洋平		

(設立時社員の氏名又は名称及び住所)

第46条 設立時社員の氏名又は名称及び住所は，次のとおりである。

東京都国分寺市東戸倉一丁目11番地19

設立時社員 國本康浩

東京都八王子市寺町68番地13パレス八王子201号

設立時社員 小柳次郎

(法令の準拠)

第47条 本定款に定めのない事項は，すべて一般法人法その他の法令に従う。

以上，一般社団法人フードバンク八王子設立のため，設立時社員國本康浩及び小柳次郎の定款作成代理人である行政書士佐々木正彦は，電磁的記録である本定款を作成し，これに電子署名する。

平成28年6月21日

設立時社員 國本康浩
設立時社員 小柳次郎

上記定款作成代理人
行政書士 佐々木正彦

附 則

この定款は平成 28 年 8 月 1 日より施行する。

本法人の現行の定款の原本と相違ないことを証明する。

平成 28 年 12 月 7 日

一般社団法人フードバンク八王子

代表理事 國 本 康 浩